

日本医労連「2021年秋・退勤時間調査」結果の概要

日本医療労働組合連合会 2022年3月

日本医労連は2021年秋、長時間労働の是正・不払い残業の根絶を目的に全国一斉退勤時間調査に取り組みました。10月を集中月間とし、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中での実施となりました。

「不払い労働一掃・退勤実態調査」は、総対話型の組織拡大行動として位置づけ、組合加入に結びつける行動として取り組んできたため、調査時間は、日勤終了時間から2～3時間程度とし、聞き取り調査は日勤勤務がほとんどを占めています。

その中でも調査結果では、昨年と同様の始業時間前残業が明らかになりました。これは、コロナ禍の影響で申し送りが廃止された結果ともいえます。しかし依然として医療・介護現場では、長時間労働や不払い残業が横行しています。働き続けられる労働環境づくりのためにも、是正が求められています。

- 実施時期 2021年9月から2022年1月末までの5カ月間(10月を取り組み集中月間に設定)
- 調査対象 加盟組合の組合員、職場の労働者
- 集約数 14,773人(87単組支部、昨年57単組支部・12,556人)

調査結果の概要

※ () は昨年の数値

1) 職種

回答者の職種は、「看護職員」が47.8%で最も多く、「医療技術職(リハ以外)」12.3%、「事務」11.4%、「リハ」10.8%、「介護職」9.7%、「医師」0.7%の順となっています。今年より職種に「事務」を加え調査を行いました。

2) 年齢

回答者の年齢分布は、「40歳代」が27.2%で最も多く、「30歳代」25.1%、「50歳代」19.3%、「25～29歳」13.6%、「24歳以下」9.7%、60歳以上4.8%

の順となっています。今年より50歳代と60歳以上に分け調査を行いました。

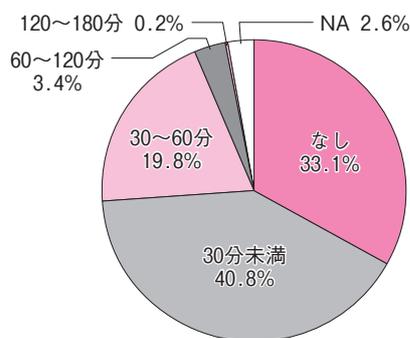
3) 今日の勤務はなんでしたか？

夕方時間帯に調査を行った施設が多かったため「日勤」が79.8%と圧倒的に多く、「その他」9.5%、「遅出日勤」4.1%、「早出日勤」5.0%でした。職種別でも、「医師」の91.0%、「看護職員」の78.2%が「日勤」であり、長時間勤務の原因にもなっている夜間勤務明けの残業実態は、残念ながらほとんど反映されていません。

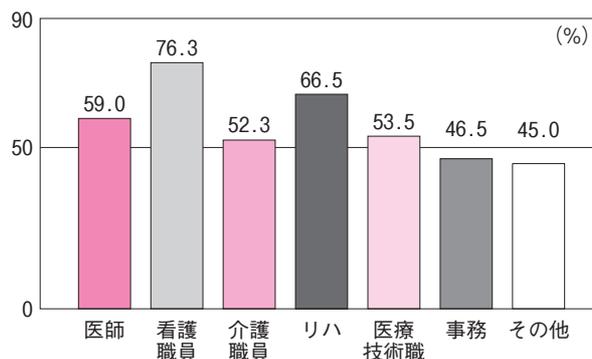
4) 今日の始業前時間外労働はどの位でしたか？

残業「なし」の回答は33.1%であり、昨年調査と同様でした。回答者の7割が始業時間前に出勤して

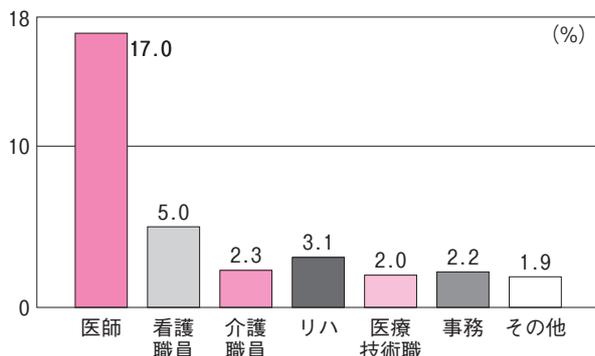
図表1 始業前の時間外労働



図表2 【職種別】始業前時間外労働



図表3 【職種別】始業前1時間以上時間外労働



仕事を始めています。始業前時間外労働時間は、「30分未満」40.8%、「30分～60分」19.8%のほか、「60分以上」3.7%、「60分～120分」3.4%、「120分～180分」0.2%、「180分以上」0.1%の始業前長時間労働も存在しています。

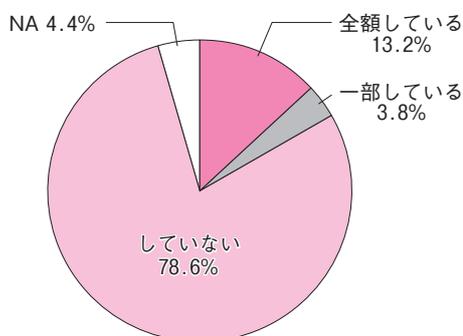
職種別で始業前時間外労働を実施している割合は、「看護職員」76.3%、「リハ」66.5%、「医師」59.0%の割合が高くなっています。また、1時間以上に及ぶ始業前時間外労働は「医師」に多く突出しています。

年代別では、「24歳以下」71.3%、「25～29歳」68.2%と若年層の割合が高くなっています。

5) 始業前時間外労働は請求していますか？

「全額請求している」はわずか13.2%であり、「一部している」3.8%、「していない」78.6%と、8割が残業代をまともに請求できていない実態でした。

図表4 始業前残業の請求



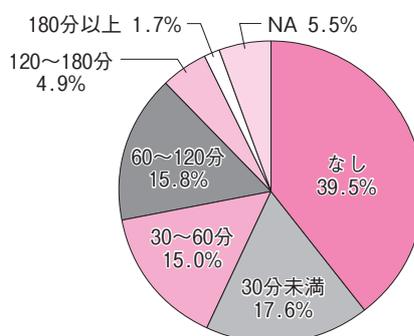
6) 今日の就業時間後、どの位残業しましたか？

残業「なし」は39.5%です。残業ありの時間数では「30分未満」17.6%、「60分～120分」15.8%、「30分～60分」15.0%の順で、「120分～180分」

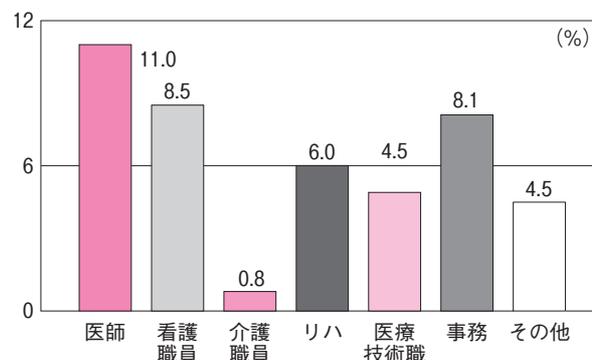
4.9%、「180分以上」1.7%と2時間を超える長時間残業もありました。

職種別の就業時間後時間外労働を実施している割合は、「リハ」69.4%、「医師」65.0%、「看護職員」61.7%と高く、2時間を超える長時間残業では「医師」11.0% (24.3%)、「看護職員」8.5% (10.5%)、「事務」8.1%の順です。2019年4月から始まった改定労働基準法の上限時間「月45時間、年360時間」につながる「120分以上」も全体で6.6%、985人となっています。

図表5 就業時間後の時間外労働



図表6 【職種別】始業後2時間以上時間外労働

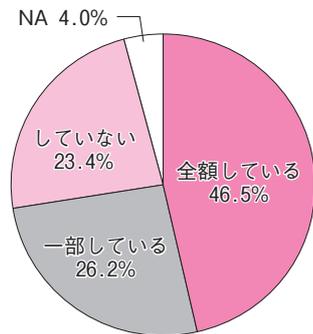


7) 就業時間後の残業は請求していますか

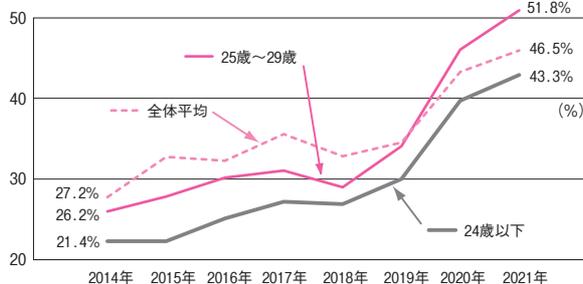
始業前時間外労働よりは多いものの、「全額請求している」は46.5% (43.4%)にとどまり、「一部している」26.2% (29.6%)、「していない」23.4% (24.5%)と約5割の回答者が残業代をまともに請求できていない実態です。

年代別では、「24歳以下」43.3% (39.9%、一昨年29.6%)、「25～29歳」51.8% (46.8%、一昨年34.5%)となっており、若年層では請求できていない実態がありましたが、年々改善してきています。

図表7 就業時間後の残業代の請求



図表8 【終業後】全額請求している



8) 残業代未請求の理由はなぜですか？

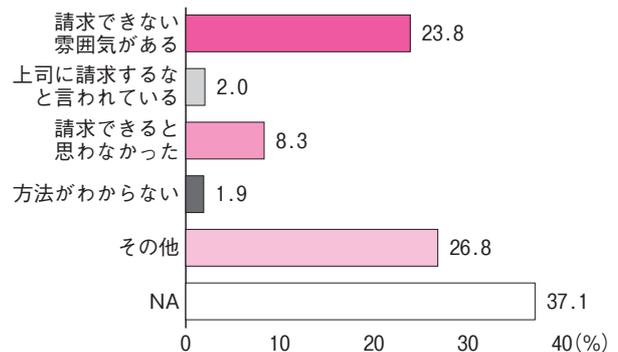
全回答者の2割強が「請求できない雰囲気がある」(23.8%)と回答しており、「上司に請求すると言われていた」も2.0%ありました。「請求できると思わなかった」8.3%、「方法がわからない」1.9%でした。

そして、「請求できない雰囲気がある」との回答は、残業代の請求を「一部している」の回答者に割合が高く、前残業で33.5% (33.8%)、後残業で42.7% (42.4%)、「していない」でも前残業で27.4% (29.2%)、後残業で32.3% (30.0%)となっており請求のしづらさを訴えています。

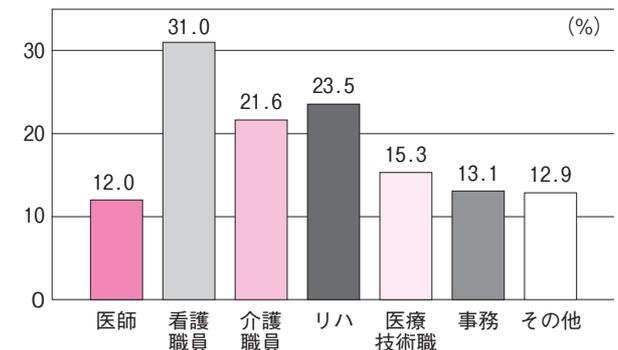
職種別では、「看護職員」31.0% (33.5%)、「リハ」23.5% (26.2%)、「介護職員」21.6% (21.3%)の順で「請求できない雰囲気がある」と答える割合が高く、年代別では「24歳以下」29.1% (35.2%)、「25~29歳」28.0% (34.1%)が「請求できない雰囲気」と答えています。若年層では改善傾向にあります。そして、「その他」の自由回答(1,659件)では「5~30分くらいは請求しない」「めんどくさい」「忘れた」「自分の勉強のため・自己研鑽」を理由として残業代を請求していな

いという回答が目立ったほか、「就業前の時間外は、準備のためなので請求しないと言われた」「自分の力量にあった時間外申請をしなさいと言われた」「30分単位での請求と言われた」などの回答もありました。

図表9 残業代を請求しない理由



図表10 【職種別】請求できない雰囲気がある



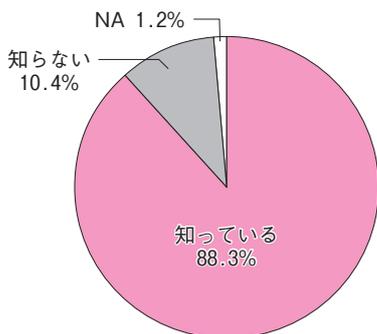
9) 請求した残業代は支払われていますか？

残業代の不払いが法律違反であることを知っていますか？

「きちんと支払われている」は89.7%13,253人(89.9%)で、「一部だけ支払われている」3.9%・576人です。「請求しても払われない」0.7%・108人など違法行為がわずかとはいえ存在します。

また、「知らない」と答えたのは10.4%1,543人(12.1%)でした。「法違反」との認識を持っていない人が1割以上いることは問題です。

図表11 残業代不払いが違法と知っていますか



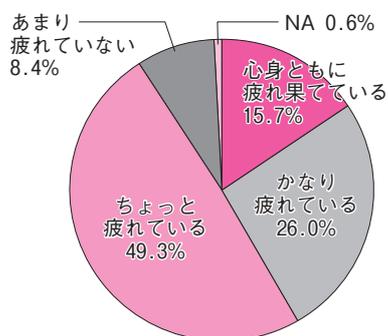
10) 休憩時間の取得は？

就業規則上、各施設で休憩時間の定めが一律ではないため、決められた休憩時間のうちどれくらいの割合で休憩が取れたかをみると、概ね取れていると判断できる「76～100%」の回答は66.5%となっています。職種別では「医師」45%、「リハ」57.1%、「看護職員」61.0%の順になっています。「まったく取れなかった」の回答は各職種で1%前後となる中、「医師」では4.0%という回答でした。

11) あなたの今の心身の状況はどうか？

「あまり疲れていない」はわずかに8.4%であり、「心身ともに疲れ果てている」15.7%となっています。「かなり疲れている」26.0%、「ちょっと疲れている」49.3%とあわせて、9割が疲れを訴えています。

図表12 心身の状況



不払い残業代の試算

以上の調査結果から、不払い残業代を試算してみると以下ようになります。

【始業前時間外労働の賃金不払い】

「まったく請求していない」と回答した11,605人（昨年10,119、一昨年8,113）のうち、問4で残業時間を回答した8,453人（7,363、一昨年5,349）の総労働時間は165,507分でした。

図表13 始業前請求していない時間

請求していない時間	人数(人)	総時間数(分)
30分未満	5,405	81,075
30分以上～60分未満	2,609	101,745
60分以上～120分未満	417	37,530
120分以上～180分未満	10	3,000
180分以上	12	2,160
合計	8,453	225,510

- ① 不払い総時間、225,510時間（165,507時間）、1人あたり1日26.66分第3位以下は切り捨て、（昨年22.47分）の不払い労働時間
- ② 月平均労働日20日（365－土曜52、日曜52、祝日16、年末年始休5、夏季休暇3＝237／12月＝20）として、月平均533分（少数以下は切り捨て、8時間53分、昨年449分、7時間30分）の不払い労働時間
- ③ 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」における「医療業」の平均の「所定内給与月額」は327,500円（319,200円）、月平均の「所定内実労働時間」157時間（156時間）で除した平均時給額は「2,085円」（2,046円）。この時給額に時間外割増率25%を加えて乗じて算出した不払い賃金額は月23,193円（19,181円）余りとなります。
- ④ 「一部だけ支払われている」などは加味されていないため、実際にはさらに不払い額は多くなると思われます。

【就業時間後時間外労働の賃金不払い】

始業前時間外労働と同様の計算式を使い、まったく請求していないと回答した2,120人（1,831）の総労働時間は87,645分でした。

図表14 就業後請求していない時間

請求していない時間	人数(人)	総時間数(分)
30分未満	1,027	15,405
30分以上～60分未満	576	25,920
60分以上～120分未満	387	25,830
120分以上～180分未満	97	14,550
180分以上	33	5,940
合計	2,120	87,645

- ① 不払い総時間87,645分(1,460時間)、1人あたり1日41.3分(52.4)の不払い労働時間
- ② 月平均労働日20日として月平均826分(1,049)(少数以下は切り捨て、13時間46分、昨年17時間24分)の不払い労働時間
- ③ 医療業平均時給額「2,085円(2,046)」に割増率25%を加えて乗じた不払い賃金は月35,962円(44,500円余り)となります。
- ④ 「一部だけ支払われている」などは計算に足されていないため、実際にはさらに不払い額は多くなると考えられます。

【休憩時間未取得の不払い賃金試算】

「始業前」「就業後」の時間外を共に請求していない人は、休憩未取得分も時間外として請求していないものと仮定し、両方とも請求していない3,311人(2,992)を対象に試算します。「休憩時間」を100%取得した回答を除いた1,609人の「休憩時間」99,485分から「取得時間」68,151分を差し引いた不支給総時間は31,334分でした。

図表15 休憩時間未取得の不払い賃金試算

休憩取得	人数(人)	総時間数(分)
1分～15分	72	897
16分～30分	345	9,445
31分～45分	549	22,845
46分～60分	580	29,984
61分以上	63	4,980
合計	1,609	68,151

- ① 不支給総時間31,334分(23,428)、1人当たり平均19.4分(18.0)の不払い労働時間
- ② 月平均労働日20日として、月平均388分(359)(少数以下は切り捨て、6時間46分)の不払い労働時間

働時間

- ③ 医療業平均時給額「2,085円」に割増率を加えて乗じた不払い賃金は月16,834円となります。

【1人当たりの不払い賃金額】

始業前時間外労働の不払い額23,193円と就業時間後の時間外労働不払い額35,962円を合わせると月額不払い額は1人あたり59,155円となりました。

休憩時間の不払いを加味すれば、1人あたり75,989円もの不払い額となります。

調査結果の特徴

1) 8割が、所定労働時間を超えて仕事、そのうち半数を超える人が始業前も就業後も働いている

調査を行った日に時間外労働をした人は11,798人で全体の79.8%となっている。そのうち6,256人が始業時間前から業務し就業時間を超えても仕事が終わらないという状況。決められた所定労働時間では1日の仕事が終わらず、増員が必要である。

2) 始業前の時間外労働は、全体で64.3%、看護師で7割以上、医師、リハで6割以上が残業をしている

始業時間前に業務した人は全体の64.3%。職業別では、看護師76.4%、リハビリ技師66.6%、医師59.0%の順で始業前に業務している。年代別にみると24歳以下71.3%、25～29歳68.2%、30代64.0%、40代63.5%、50代63.3%、60歳以上50.4%と昨年より減少しているが、若年層は多い傾向にある。

3) 就業後の時間外労働は、全体で55.0%、看護師、リハビリ技師、医師の約6割以上が残業をしている

就業時間後に業務した人は、全体の55.0%。職業別では、リハビリ技師69.4%、医師65.0%、看護師61.7%の順で終業後に残業している。残業時間数では60分以上が22.4%に達し、3時間以上(180分以上)では255人・1.7%(275人・2.2%)いた。

4) 1人あたりの不払い残業代は平均5万9,000円を超える

不払い残業代の平均額は、少なく見積もっても1人当たり月59,155円。休憩未取得を加味すれば月75,989円となる。

調査結果から浮かび上がった傾向

1) 2019年4月から改定労働基準法の上限規制も始まりましたが、始業時間前も就業時間後どちらの残業も全体としては、昨年とほぼ変わらない実態です。始業前時間外労働での特徴は、リハビリ技師で昨年60.8%から66.6%と大幅に増加したことです。就業時間後の特徴としては、医師で昨年76.2%から65.0%、看護職員で昨年67.2%から61.7%と改善した結果となりました。働き続けられる労働環境づくりのためにも、引き続き是正が求められています。

2) 時間外を請求しない理由として、回答者の多くが「請求できない雰囲気がある」と答え、「上司に請求すると言われていた」「就業時間前は準備のためなので」「30分単位での請求を」「力量にあった申請を」など、使用者の労働時間管理責任が果たされていない状況があります。また、労働者側にも「短時間（5～30分）は請求していない」「自分の勉強のため（自己研鑽）」「（申請が）面倒くさい」「（申請するのを）忘れていた」などの回答も多くみられました。その一方で、「全額請求している」との回答が「24歳以下」43.3%、「25歳～29歳」51.8%と年々改善されていることは評価できます。残業手当は支払うのが当たり前の職場づくり、請求方法の明確化、透明性などの一層の改善が求められます。

3) コロナ禍の影響で申し送りなどが廃止される中、始業前時間外労働で8割、就業後時間外労働で5割がまともに残業請求できていない実態となって

います。時間外労働が請求しづらい実態に加え、「請求しても払われない」と回答した人が108人いました。明らかな違法行為が存在しています。不払い残業根絶に向けた手立てが求められます。

4) 使用者の労働時間管理責任が問われる一方で、労働者自身が「時間外まで働かなければならないのは自分の能力が低いから」と請求を自粛する傾向や、1割の人が「残業代の不払いが法律違反である」ことを「知らない」と回答している実態を受け止め、改善しなければなりません。

おわりに

人間らしく働くことができる環境改善を

1) 今回の退勤時間調査の自由記載欄（1,646件）を見ると、やはり「人手不足」「増員を求めている」「スタッフの人数が足りなさすぎる」「人員不足で毎日残業している」など、増員を求める声が現場から多く上がっています。新型コロナウイルス発生から2年が経ち、「心身の状況」の問いに対し、ほとんどの回答者が「疲れている」と答えています。「コロナ禍で行動制限がストレスになっている」「コロナ業務が増加して、いろいろと感染対策などで心身ともに疲れています」などの記載が多く見られ、現場では早急の増員が求められています。

2) 2019年4月1日から「インターバル規制」が努力義務となりました。しかし、「2021年度の夜勤実態調査」ではインターバル協定「あり」と答えたところは1割にとどまっています。また、長時間夜勤と夜勤回数の制限に対する法的規制がないことに加え、恒常的な人手不足が続き、離職者が絶えない職場となっています。日本医労連は使用者の労働時間管理の徹底と行政による監督監査の強化、長時間労働や夜勤回数、短すぎる勤務間隔を規制する法整備を強く求めます。

以上